

No. 15

制 度 名	国際交流支援事業	主管課名	国際交流課 交流・協力 G																	
		問合せ先	029-301-2862																	
目的・趣旨	地方自治体及び地域国際化協会が主体的に行う国際交流事業のうち、さらなる交流の拡大又は発展・深化に資するような重要性・必要性の高い事業について助成金を交付する。																			
<p>[対象団体] 都道府県，市町村，地域国際化協会</p> <p>[対象事業] 助成対象団体が新規に実施する国際交流事業のうち，国際交流の拡大や発展が見込まれ，地域住民等の幅広い参画が行われる事業で，次に掲げるもの。 (1) 姉妹提携又は友好提携に関する記念事業 (2) 文化・芸術・研究に関する交流事業 (3) 青少年交流に関する事業 (4) 国際会議に関する事業 (5) その他地域の特色を活かした交流事業</p> <p>[補助要件等] 重要性，必要性の観点から優れた事業を採択。ただし，以下のいずれかに該当するものを除く。 (1) 単なる資金供与だけの事業 (2) 国及びこれに準ずる機関からの助成を受けている事業 (3) 事業実施に係る助成対象経費が 200 万円以下の事業 (4) その他協会の助成事業としてふさわしくないと協会が認める事業</p> <p>[対象経費] 賃金（職員給与除く），報償費，旅費（職員除く），消耗品費，食糧費，印刷製本費，役員費，委託料，使用料，その他</p> <p>[助成額] 助成対象経費の総額の 1/2 以内の額で，次の金額を上限とする。 (1) 海外で実施する事業 5,000 千円 (2) 日本国内で実施する事業 3,000 千円</p> <p>[経費負担割合]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海外で実施する事業</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1/2</td> <td>(1/2)</td> </tr> <tr> <td>日本国内で実施する事業</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1/2</td> <td>(1/2)</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	国	県	市町村	その他	海外で実施する事業	-	-	1/2	(1/2)	日本国内で実施する事業	-	-	1/2	(1/2)
区 分	国	県	市町村	その他																
海外で実施する事業	-	-	1/2	(1/2)																
日本国内で実施する事業	-	-	1/2	(1/2)																
[31 年度当初予算額]		[31 年度補助対象団体]																		
千円		平成 31 年 3 月中～下旬頃決定予定																		
<p>[備考]・その他：(一財)自治体国際化協会からの補助 ・翌年度の事業助成に係る募集は，毎年 9～11 月頃に自治体国際化協会から都道府県を経由して行われる。</p>																				